

庁舎建設特別委員会会議録

平成25年11月1日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:51

案 件

1. 庁舎建設に関するについて

委員長

おはようございます。ただいまから、庁舎建設特別委員会を開会いたします。「庁舎建設に関するについて」を議題といたします。事前に配付しておりました資料の説明を求めます。

庁舎建設対策課長

おはようございます。事前に資料1から資料4を配布させていただいております。順次説明させていただきます。まず、資料1でございます。

タイトルが「平面・配置計画(案)にかかる市民意見募集結果」でございます。頭に記載しておりますとおり9月1日に平面・配置計画(案)を公表いたしまして、27日までの間、市報及びホームページ等、各支所、公民館等で閲覧をさせていただくと同時に意見募集をいたしております。期間内に14名の方から意見が出ておりますので、その結果を項目毎にまとめております。主な意見としましては、駐車場出入口の安全性の問題、駐車場への屋根設置やイベント対応等の要望、多目的ホールの利活用等の意見、省エネ、エコ庁舎への要望等が挙がっております。詳細につきましては、省略をさせていただきます。

次に、資料2でございます。タイトルが「飯塚市新庁舎建設工事設計業務基本設計説明書(案)概要版」でございます。まず、前後いたしますけれども、平面・配置計画でございます。その概要版では、6ページから13ページが平面・配置計画になりますけれども、今日は別途資料3、前回に配布しておりました平面・配置計画(案)からの変更点のみの資料を別途用意させていただいておりますので、そちらの方で先に説明をさせていただきます。資料3、「平面・配置計画新旧対照図」でございます。

まず、1ページでございますけれども、で市民意見の中でございました障がい者駐車場等をできるだけ屋根付きの駐車場としてという意見がございましたことから、当初1階軒下部分にありました障がい者等駐車場及び玄関前にありました思いやり駐車場、まごころ駐車場を前広場の東側に並べまして、ちょっとこれでは区画しか書いておりませんけれども、屋根を付けることといたしております。そのことによりまして、の東側出入口を南側へスライドさせまして、併せまして周辺の駐車並びを一部変更いたしております。

次に でございます。今回は正面玄関前のロータリー部分、この一角を緑地と、緑で表記しておりますけれども、緑地としておりましたけれども、市民意見の中で、駐車場のイベント活用時のためにステージをという意見もございましたことから、ここをステージとして活用ができるように設備面を含めて計画変更いたしております。

また、 は第3駐車場を継続して、駐車場とする予定でございますけれども、そのレイアウトを、 では第2別館敷きの公用車駐車場、前回白地としておりましたけれども、ここを公用車駐車場の予定のレイアウトを記載いたしております。

2ページをお願いします。2ページは1階のフロアでございます。前回説明しておりましたとおり、倉庫・書庫の不足が課題ございました。その関係で、 で1階の東側の前回受水ポンプ室となっておりますものを、受水槽は地下を掘るわけではございませんけれども、地下に免震層がございますので、その免震層へ移動しまして、そのあとを倉庫(1-1)と表記して

おりますけれども倉庫に変更いたしております。

、これは北側の配車室からその西側にあります公用車駐車が窓越しに見えますように、併せまして、配置を変えると同時に、リフレッシュルーム、窓口委託業者控室等を一部配置の変更をいたしているものでございます。 の南側の屋上広場への外階段につきましては、階段の幅を拡幅いたしております。

3 ページをお願いします。3 ページは2 階フロアでございます。 でございますけれども、前回の委員会のご意見、また、市民意見の中でも、2 階にくつろげる休憩スペースをとというようなご意見がございましたことから、会議室群の一部、一番南側の会議室を喫茶コーナーへ変更いたしております。

次に でございますけれども、一般質問でも一部ありましたけれども、消防との協議の中で北東部分への非常用外階段の設置が必要となりましたことから、 で外階段を追加いたしております。

次4 ページでございます。8 階フロアでございます。これも先ほどの倉庫の拡張の一つの解決策でございますけれども、 の電気室、左側の図の旧図の の電気室、 の熱源機械室となっておりますけれども、 の電気室を の場所に、そうしまして熱源機械室を次ページになりますけれども、次のページの屋上階のエレベータ機械室の間に移動しまして、8 階に戻っていただきますと、 の電気室を倉庫に切り替えております。以上が主な変更点でございます。

先ほどの資料2 に戻っていただきまして、6 ページ以降が先ほどの変更点でございます。

前回委員会においてご意見が出ておりまして、一部一般質問にもございましたけれども、多目的ホール部分の2 階部分へのレストラン、または多目的ホールを3 階にしてレストランという意見、また1 階の多目的ホールをコンビニの設置や、東側の張出部分の増設というようなご意見がございましたけれども、今後の効率性を考えまして、当初案のとおり案という形で今日は提出させていただいております。また、別のご意見で、議会フロアの2 階層の占用の必要性の検討というものがございましたけれども、前回でも述べましたとおり、議場につきましては決して余裕のある空間ではございませんで、1 階層では圧迫感があり、議長席及び傍聴席の高さが確保できませんので、空調効率等から考えまして、画期的で効率的なご意見ではございませんけれども、当初案のとおり2 階層での議場とさせていただいております。

次に、7 階の議会フロアに議員用の応接スペースをというご意見がございました。運用の問題になりますけれども、7 階部分の左側の図のエコポイド部分の北側にあります会議室並び、ここにつきましては、議会開催中につきましては、職員の傍聴及び控室としての利用を予定しておりますけれども、議会非開催の時には議員の方々の応接スペースとして利活用していただいております。

先ほどの資料2 に戻っていただき、表紙の次の1 ページ、ここではプロポーザルの提案にもありましたとおりの設計者の基本方針並びに外観図でございます。

次2 ページからが設備面等の表記になっております。2 ページでは、建築概要についてでございます。資料の左側中段の(2) 建築計画概要、その2 段目の延床面積は、建築基準法上の面積としましては、1 8 , 4 9 5 m²となっております。内訳は後程説明させていただきます。

2 つ下の来庁者用駐車場は、前面駐車場及び現在の第2 駐車場を含めまして2 5 8 台の予定でございます。飛びまして、(3) 構造計画概要では、構造形式としましては基礎免震構造、構造の種別ではプロポーザル提案でありましたとおりC F T 柱と鉄骨の梁の構造で、種別としましては、上部構造の表記のとおり、鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造となっております。

右のページの(4) 電気設備計画概要、この2 項目目の自家発電設備ではディーゼル方式による7 2 時間対応の設備を予定いたしております。3 項目目では太陽光発電設備につきましては、7 0 k w を屋上にパネルを設置予定いたしております。

(5) 空気調和・換気設備計画概要では、熱源設備としましてはガス吸収式冷温水機、空気熱源スクルーヒートポンプ、氷蓄熱併用のポンプと、電気式パッケージエアコンの組み合わせ方式で、災害時の対応及び電力のピークカット対策を考慮しまして、複合熱源システムとなっております。

空調設備では、オープンフロアの執務室は原則床ふく射方式、個室等につきましては、カセット型エアコン等の個別空調方式を原則にしまして、稼働時間を考慮しまして、細かなエリアで設定が可能な効率的な空調方式となっております。

(6) の給排水衛生設備計画概要では、一番下になりますけれども、雨水設備で、屋上で受けました雨水を地下の免震層の下に設置します貯留槽に貯めまして雑用水として利用することとしております。

次に(7)の昇降機、エレベータ設備計画概要でございますけれども、前回小幡委員のご質問がございましたけれども、4基のエレベータのうち、中央エレベータの2基が乗用の13人乗り、北西側エレベータが人荷用の24人乗り、北東側エレベータが乗用17人乗りとなっております。

次3ページが環境計画となっております。ここでは、エコポイドによる自然換気、自然採光、免震層の下に設置しております雨水利用設備、高性能ガラス、屋根・壁の断熱化、日射遮蔽ルーバー等による熱対策、熱源併用、昼光利用照明、保水性舗装等の環境対策が表記されております。

次に、4ページから5ページが事業継続計画、いわゆるリスク対策でございます。

基礎免震構造、非常用電源設備の設置、災害時のマンホールトイレや緊急排水槽の設置、雨水の雑用水利用、熱源の併用等を、4ページでは図で、5ページでは表で表記いたしております。

以上が概要でございますけれども、前回、避難所についての所要時間及び避難経路について、小幡委員よりご質問ございましたけれども、一般質問でも答弁させていただいておりますけれども、避難階段等につきましては、建物内のエレベータ及び階段をもって非常用の昇降設備が充足しております。その配置につきましては、距離換算又は時間換算があるそうでございますけれども、現在計画では距離換算による配置で充足するとの消防との協議が済んでおります。時間換算につきましては、設計者に依頼しましたけれども、積算には相当の手間を要するということですので、今回は算出しておりませんのでご了承ください。

ご指摘の中で、避難経路等の把握というご指摘がございました。当然ながら防火管理においても必要ですし、訓練も実施する必要があるございますので、今後、関係部署を含めて検討してまいりたいというふうに思っております。以上が基本設計(案)でございます。

次に、資料4でございます。平面配置計画図による各諸室の必要面積の比較検証でございます。一番上が平成25年8月26日に提出しました資料の数値、右側に今回の基本設計(案)での数値を表記いたしております。ご覧のとおり事務室、会議室につきましては、大きな変更がありませんで、必要面積をほぼ充足しております。問題でございました書庫・倉庫につきましては、先ほど説明しましたように、機械関連の諸室を移動して、書庫・倉庫を確保することによりまして、前回より約220㎡増えて、最終的に1,066㎡となっております。

前回委員からご質問がありましており文書整理の徹底、可動式書庫等の活用、ペーパーレス化の検討等を行うことで、予定の書庫倉庫で対応していきたいというふうに考えております。

先ほど説明しましたように、建物に影響を及ぼさないような形で書庫倉庫の確保を調整しまして、機械関連の諸室を免震層等へ移動しておりますが、建築基準法上の延床面積にはカウントされます結果、全体としては、先ほど説明しましたように18,496㎡となっております。表中の「必要面積算定にされない延床面積」の欄に記載しておりますとおり、建築基準法

上においての延床面積にカウントされます北側駐車場部分の84㎡及びカウントされる可能性のあります正面の軒下部分の屋外市民利便スペース380㎡、計の464㎡を除いたの小計では約18,032㎡となっております。基本計画におけます面積より若干増えた形となっております。以上が今回の4つの資料のご説明でございます。

それから追加で、ちょっと今日は書類、ペーパーがございませんけれども、報告をさせていただいております。平成24年度の予算でいただいております耐震診断でございます。目的としましては、指定避難所の耐震化が補助金になる可能性がある、そのためには、耐震診断をした上で、耐震補強が不可能という形の立証がないことには、補助金の対象にならないというようなことで、24年度の追加の予算で、耐震診断の予算をいただいております。耐震診断の評価の委員会が今週行われておりまして、文書は後日になるということですが、結果として、口頭での結果を受けておりまして、耐震補強は困難で、交付金の対象となる旨の結果報告を受けておりますので、追加で報告をさせていただきます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑を含め、議題全般についての質疑を許します。質疑はございませんか。

道祖委員

前回もいろいろ言わせていただいたんですけど、前回の意見を聞いて少し修正されたようなんですけれど、基本的なところは余り変わってないというふうに思うわけなんですけれど、再度確認いたしますけれど、プロポーザルで出てきたときに、技術提案書で二階はすべて市民協働ゾーンになるというふうになっていて、市民ギャラリー、屋上広場・レストランとの連携と書かれていて、休日時間外利用が可能な容易なセキュリティラインの設定というのが記載されておったわけなんですけれど、再度確認いたしますけれど、休日時間外利用が可能な容易なセキュリティラインの設定は改めてどうなっておるのか、お尋ねいたします。

庁舎建設対策課長

セキュリティラインにつきましては、まだはっきり確定はいたしておりません。パターンとしまして、まず全館すべてが閉庁の場合、それから予定しております自動交付機のみ、今、予定しております風除室の自動交付機のみ稼働する時間帯のセキュリティ、それから1階の多目的ホールだけを利用する場合のセキュリティ、それから2階の多目的ホール及び会議室を利用するときのセキュリティ、いろんなパターンを考えて、今セキュリティの計画を調整いたしております。ですから、パターンとしましては、そういった状況に対応できるセキュリティを確定する予定でございます。

道祖委員

今の答弁ですけど、まだ確立されてないということなんですけれど、前回も言ったように、プロポーザルで技術提案書が出てきて、これがいいだろうということで設定、この業者さんをお選びになったんですよ。そして実施計画になって、それがプロポーザルで出された技術提案書から変わっていると。そのことを前回も指摘しているわけですよ。なぜこのように変わってきたのかということですね。あなた方は市民の意見等を、ここに資料全部いただいておりますから、全部見ていくとね、市民の意見を聞いているんですよ。聞いて、それをプロポーザルの業者さんを選定するときに、こういうことを考えて、新市庁舎については、こういうテーマ、こういう考え方で設計してくださいということで出されて、そして結果として、このプロポーザルの業者さんが決まったわけなんですけれど、だけど、前回も言ったようにね、実施計画になったら全然そういうところは加味されてないと。これがやっぱり一番問題になるんじゃないんですかということをおっしゃっているんですよ。この前意見を言って、確かに2階部分にカフェをつくとか、そういうふうになってきていますけど、基本的にはやはり技術提案書の内容がね、一

番大事になってくるんじゃないかと。これに従ってやってくださいというふうになってくるんじゃないかと思います。細かいことを言いますとね、2階にレストランをつくったら臭いがするから8階に上げましたというような答弁を前回されたと思いますけど、違いましたかね、したでしょう。しかし、技術提案書の中を見るとね、2階にレストランをつくるとしてもね、臭いに考慮をしたものをつくるというふうになっているはずなんですよ。そういうになってないですか。技術提案書の中読んでください。あなた方から出てきたやつはそういうふうになっているんですよ。ところが、今度の言い訳で、それは臭いがするから8階に上げますと言ったと思いますよ。だからなんでそういうふうに技術提案書と違うものが提案されてくるのか、実施設計になって。その辺がよくわからないということなんです。改めてお聞きしますが、技術提案書の中には、いろいろ書かれていますよ。まちづくりの拠点として求められる庁舎、そこに皆さんお手元にあるでしょう、その中に書かれている内容を見るとときに新しい庁舎に求められる機能とはどういうことなのか、改めてお尋ねいたします。

庁舎建設対策課長

まず、庁舎でございますので、行政の事務所ということでございます。市の基本計画でも表記いたしておりますとおりシンプルかつ堅固で長く使いますので、機動的になるような形で、臨機応変に対応できるような形での機能的な行政の拠点ということを謳っております。それと併せまして、この提案の中でも行政のサービスの拠点と、それと市民が集えるというようなことで、市民の協働のまちづくりに追随するというふうなことが表記いたしておりますけれども、そういった意味も含めまして多目的ホールというのを、これは当初の提案からは多少形等が変わりましたけれども、この1階、2階部分をいろんな形で市民の方々が使える、まして、ほかに行政のイベント等が打てて、いろんな形で活用できるような形で、ここの多目的ホールを活かそうというふうな形で位置づけた結果でございます。

道祖委員

それでね、繰り返しになるかもわかりませんが、技術提案書の中に、テーマに市民にわかりやすく利用者の利便性に考慮した人にやさしい庁舎ということで、提案があっていて、これを業者を選んでおるわけですけど、しつこく言いますけどね2階部分については、ここに独立したレストランは休日利用可能で、臭いが庁舎にこもらない計画って明記されているんですよ。先ほどお尋ねしたように、技術提案書の中でこういうやつをつくるんだということを明記されながら、セキュリティの、休日等の、夜間等のセキュリティについてまだ考慮されてない。ここに書いているように、レストランは2階につくるんだと言っていたのが8階になった。そういうことが何でそんな安易に変えられるのか。変える権限があるのか。その辺がわからないんですよ。勝手に変える権限は、あなた方はあるのかどうか。市民に意見を聞いていて、そして、このプロポーザルの提案を選んだ選定委員さんがいるわけですよ。これも先の委員会でその選定された方々の意見を聞いたのかと、こういうふうに変えると。それについては明確な答弁がなかったというふうに理解しております。選定委員さんは、どういう点で、今度の実施計画について了解したのか。その辺は確認とっているんですか、改めて選定委員さんに、こういう計画でいきますということを説明されているのかどうか、その点はどうなんですか。

庁舎建設対策課長

プロポーザル段階の提案から今回の基本設計案にかかります変更点についての選定委員さんの了解を得ているのかというご質問かと思いますが、ご迷惑かけました選定委員の方々には、ことあるごとに報告をさせていただいております。8月に出しました基本平面配置計画案につきましても、委員の方々に出向いたわけでございませぬけれども、メールでこういった形で平面計画案ができておりますと。プロポーザルの提案の段階からこういった部署につきまして、こういった理由で変更させていただいておりますという形でのご報告をさせていただ

ております。

道祖委員

私はね、選定委員さん、委員会があってから決めているんだったら、そういう簡単なね、簡単な確認の仕方はないんじゃないですか。改めて私が言っているのは、気にしているのは、この技術提案書の中で前回は指摘されておりましたけど、大きく変わった点があることについて、ただこういうふうに変えました、こういう考え方で変えましたということをメールで送るといようなね、そういうやり方じゃなくて、改めて私はこれ大きく変わっていると思いますよ、基本的な考え方から大きく変わったものについて、改めて選定委員会は解散になっているのかどうか知りませんが、なっているとしたら、改めて選定委員会を開いて、きちっと説明をするべきじゃないですか。そうあるべきだと思いますけれど、ただメールで説明して了解もらったんですか、印鑑でももらったんですか。議事録も何もないでしょうもん。そういう会議のあり方で、決め方でもよろしいんですか、行政として。この庁舎つくれば50年、100年って言っているんですよ。つくことは可能ですよ、この形でも。ただ、そこには当初の市民の想いとかいうものが入ってない、なおかつ、しつこく言いますけど、セキュリティゾーンをつくって、いつでも使えるようにということを前々から提案しているけど、この時点になっても、1階をどうする、2階をどうしようとか、そういうね考え方でまとまっていない。それはあなた、おかしいんじゃないですか。だって、技術提案書の中に2階はすべて市民協働ゾーンになるというふうになっているんですよ。ここがメインだったんじゃないですか、ここがメインと言うのは、まちづくりの拠点として求められる庁舎という中で、一、いいづか・にぎわい広場、二、にぎわいの小路、プリズムホール、三、いいづか・コラボレーションギャラリーというふうになっているんですよ。ここが市民にとっては期待されているものじゃないんですか。おそらく僕はそう思いますよ、皆さんはそういうことで意見を聴取したんだと思いますよ。市民に開かれた庁舎、今までみたいに閉鎖されたような庁舎じゃなくて、高圧的な庁舎じゃなくて、そこに行くことによって何かもらってくるものが多い、集うことが楽しい。そういうものをつくらうじゃないかということで提案されたんじゃないかと思いますが、どうも前回から言っているように、そういう基本的な考え方がなくなってしまっている。私はそう思います。あなた方ね、単純に言いますけれど、8階に食堂を持って行って、利用者は市民も使えるようにというふうになっています。じゃあ、その8階には土曜、日曜日がれるんですか。食堂は、特に、公共関係の食堂、レストランというのは、利用度が低いんですよ。再三言っていますが、土曜、日曜日も稼働できるようにしないと業者さん入ってもらっても、これは利益につながらない。そしたら業者しよっちゅう替えるんですか。これもこの前言ったんですよ。だけど、あなた方の説明は、2階にカフェを設けましたから、これでいいじゃないですかみたいなことを言っているけれど、これは8階に食堂をつくらうが、2階にレストラン、食堂をつくらうが利用する方の身にもなってくださいって話なんです。いいですか。8階に職員対応で作りました、職員用のレストランかもわからんし、食堂かもわかんない。しかしね、しよっちゅうね、単純に言えば、利用度が低ければ単価が上がる可能性がある。職員にとってもそれは高い物を食べるより安い方がいいんですよ。だけど、業者さんのあり方によっては利益が出らんようになれば、おいしいものを安くという提供ができない。そしたら、そこで一所懸命働いている職員さんたちもやっぱり食べるというのは1つの楽しみですからね、楽しみがなくなる。こういうことから考えたらいかがなものかと私は思いますよ。市民が使えるのか。だから大きく当初の計画から、想いから外れたこの実施計画だというふうに思いますよ。単純に言いますけれど、そういう考えであなた方8階のレストランの利用度というのは、どういうふうに見ているのか、ちょっとお尋ねいたします。

庁舎建設対策課長

基本計画の中でも、食堂を設置する旨は謳っております。市民も利用できるということを謳っておりますけれども、質問委員も先進地行政視察等でもうご存じかと思っておりますけれども、やはり基本的に市民をベースに開設した食堂につきましても、時間帯が昼食の時間帯に限られてしか、採算が合わないということから時間帯を制限して運営しているというのが現状でございます。やはり最終的に言えば、職員向けが、職員が中心にならざるを得ないかなというふうに考えております。そういったことを考えまして、二階にそういった食堂の食をするスペースを設けますと、限られた時間帯での利用しかなく、あとは活用が難しいという課題がございます関係で、8階にという形に上げた状況でございますので、なかなか将来的に見込みましても採算というのは、ある程度限られた時間での営業でしか難しいのかなという判断でこういった形に行き着いております。以上でございます。

総務部長

この設計業者を選定する際にプロポーザル方式を採用いたしております。この際に3者の業者の方から技術提案を受けて、それを審査いたしております。これにつきましても、あくまでも業者選考ということで審査会を設けた中で、種々審査をしていただきました。これにつきましては、例えば、設計書を選定するようなコンペ方式ではございません。あくまでも業者を選定するためのプロポーザル方式を採用させていただいております。先ほどから、委員の方から、ご指摘がっておりますように最初の技術提案、プリズムホールから多目的ホールということで、三角形から四角形ということで、先ほど担当課長がご答弁いたしておりましたが、そこでは確かに、最初の技術提案ではレストランなりいろんなものを組み合わせた中で市民が集えるような場所ということでご提案がございました。そういう中で臭いの問題も言いましたが、例えば、いろんな多目的に使えるようなホールということで、三角形を四角にした方がより機能的だということで四角形にいたしまして、食堂を最上階8階の方に設けております。これにつきましては、最初の市民からのアンケート調査でございましたが、まずは経費、費用をできるだけ抑えた中で庁舎を建築してほしいという意見が多数でございました。そういう中で機能的、かつシンプル、また効率的ということを念頭に置きながら市民の方が利用しやすい、また職員が、仕事ができやすいということを踏まえた中で種々検討してまいりました。8月の段階でその案をつくりましたけれど、それまでの間、委員会の方に、委員の皆様丁寧な説明をこれまでしてなかったということ、これにつきましては、おわびを申し上げたいというふうに思っております。ただ今回の案につきましては、これまでの委員会でのご意見、また市民の皆さんからのご意見、また職員からの意見等をいろいろ内部で検討いたしまして作成をさせていただいております。ご理解をお願いしたいというふうに思います。

道祖委員

部長答弁ですけれど、あなたはプロポーザルに出された3者の資料を見えていますか、きちっと。選考に漏れた2つの業者さんもきちっと、1つの業者さんはこう書いていますよ。市民協働の場、いいづか・フォーラム、外の広場から連続する1階、いいづか・フォーラムはカフェランチや市政、観光、防災等の情報掲示、各種提示スペースとして市民に開放できます。2階は多目的スペースと市民も利用できる食堂を配置し、一体的に利用可能できる計画とします。3階には大小さまざまな規模の会議室を集約し、市民と職員の供用、会議室としても休日開放できる計画とします、というふうになっているんですよ。選定に漏れた業者さん、1者は。そして、もう1つの業者さんは2つに分けておりましたけれど、交流館1階、食堂、売店、市民が利用しやすい1階に配置。会議室、食堂と一体に利用できる可動間仕切りで構成、フロア全体をワンルームで利用可能、新館1階はクイック窓口というふうになっているんですよ。これはどういうことかということなんですよ。基本的な考え方、あなた方は公募を受け付けるときの市としての考え方を明示しているんですよ、提案している。こういうふうなものをつくって

ほしいと。だからそれにのって3者とも同じような考え方で提案してきているんですよ。それを提案してきたものをなんで変えるんですか。市民の意見が、ここに強かったから皆さんそういうふうにご公募したんじゃないんですか。プロポーザル方式はどうだこうだとか、そういうプロポーザルともう一回、何か言いましたけどね、コンペ方式と言ったんですけどね、あなた方は市の考えを提示して、プロポーザルで考え方を提案していただいているんですよ。だから技術提案書はすべてそういうふうになっているんですよ。そこを外したような考え方のものをつくるというのがね、妥当なんですかって言っている。僕は、今、この決まった業者さんだけのことを言っているわけじゃないんですよ。まず市民の声を聞いて、そういうふうにご公募したはずなのに、実際つくるときには、その市民の声が消えているじゃないかと。この点が一番問題じゃないんでしょうかということをやっているんですよ。すべて、これは、レストランについて言いますと、要は市民が使いやすい市役所、庁舎、だから休日とかね、祭日、夜間、市民が使いやすい形で設計、考え方をまとめてくださいということで提案されたんでしょう。だから時間外はセキュリティの問題が出てくるから1階部分に使いやすく、そして業務に差し支えないように、そういうことを提案して、そしてそういう考え方に基づいて全部出てきているんじゃないですか。その基本的な考えがまったく外れている。それを前回指摘しているのに、今回もただ小手先の考え方、その小手先の内容を変えただけじゃないですか。であるんならプロポーザルやら、やらなくてよかったじゃないですか、前回も言ったと思いますけど、自分たちの好きなように考えて、そしてやれば、いらん時間といらん金を使わなくてよかったんじゃないですか。だからあなた方の考えは基本的に違っていると。市民の意見には従ってないと。私はそういうふうにご判断するんですけどいかがですか。

総務部長

8月に出しました計画案を策定するまでには、当然ながら最初のプロポーザルでの技術提案を参考にした中で、最近建てられた、今、現在建築中の先例市あたりにも調査をいたしております。その中で食堂、レストランがない庁舎もございますが、ある庁舎では、ほとんどが例えば10時から11時、11時から2時、3時ということでレストランを、食堂を開いております。そういう中で今回レストラン、食堂を8階に持っていきましたけれど、その間、それ以外の開庁時間にはそこは何も使われてないという中で、より機能的、効果的な部分ということで今回8階の方に持って行って、多目的ホールにつきましては、いろんなイベントにも使えるような部分を含めた中で、市民が交流できる場所ということで1階部分あたりも考えておりますし、2階には会議あたりもできるというような中で考えております。ただ内部だけでしたわけではございませんし、いろんな市民の方のご意見等も聞きながら、これが一番より機能的や効率になるんじゃないかということやさせていただきます、案を作成させていただきます。

道祖委員

市民の声をそれから聞きましたと、じゃあ議会の意見は何なんですか。基本的にあなた方は、市庁舎の建設計画の策定について、これは平成24年9月に新市庁舎建設基本計画なんて出しているんですよ。市民のアンケートをつくって、こういう考え方でつくりますよということを出されているんですよ。そしてつくっている過程において、また市民の意見を聞いたら、こういうふうになりましたとかいう答弁じゃないですか。今、レストランの話をしんですけどね、食堂が、採算性が合わない。採算性が合わないから24時間稼働のレストランにするとかそういう工夫の方がよしいんじゃないんですか。だから、セキュリティの問題だって、夜間お店を開けるようにしとくとか、そういうことがあるから、1階部分や2階部分に持ってきた方がいいんじゃないですかということや提案されているんですよ。今になって採算性が合わないから8階に上げましたとかそういう話はないんじゃないんですか。初めからそういうことはわかっているはずなんじゃないですか。だから1階、2階、市民が来て、いつでも利用できる食堂にしましょ

うよというふうにしたと思いますよ、考え方は。今になって採算性が合いませんから8階に持ってきまして、極端な話、食堂なくせばいいじゃないですか、採算性の合わない食堂を。何で維持しなくちゃいけないんですか。例えば、新飯塚商店街の方からは職員の昼休みの時間が45分になりました。昼休みの利用は非常に少なくなっています。ですから、これを改めて1時間に戻してもらえないですかという要望書が出てきているじゃないですか。地域経済のことを考えるんだったら、利用価値の、あなたが言うように利用度の少ない空間であるならば、設備ならば、それだったらそれをやめればいいじゃないですか。やめた方が地域経済のためにはよくなりますよ。空間を3分の1ぐらい確保して、そしてそこを改めて職員さんたちのリフレッシュルームにして弁当を持ってこられる方は弁当で食べてください。セブンイレブンで物を買う。どこでもいいですよ、コンビニにでもなんでも、買って来た人がそこで食べる。そういうふうにすれば、フロアは確保できるし、いらぬ設備、投資はしなくていいですよ。だれを主体として考えているんですかって言うと、どうも違う、当初の考え方とそう思いませんか。市長、要望出ていますよね。

総務部長

私も9月はじめに質問委員がよく言われております青梅市役所に訪問いたしまして、職員の方からいろいろお話を聞いております。あそこは最上階に食堂がございまして、2階に軽食コーナーがあったわけですが、この8階、これは、これも前回の委員会でもありましたけれど、8階に持っていっても眺望の関係、いろいろ言われましたけれど、青梅市役所は眺望のいいところですが、実際には職員の方が利用者は80%、市民の方が20%ということで、当初は11時から4時まで開店されてありましたけれど、利用者が少ないということで11時から2時ということになっております。今、先ほどから言われておりますように、例えば時間外とか休日、土曜、日曜ということのを仮に、そういうふうの設定をいたしたとしてもたぶん採算性の問題で非常に難しいんじゃないかというふうに考えております。他の先例市におきましても、ほとんどが職員の福利厚生という中で職員中心、利用者も職員が多く、一般の市民の方はやはり20%程度ということになっておりますので、そういう形の中で、今度の計画案でも8階の方に食堂を設けてきた。ただし、一般の方が、来庁舎の方が利用しやすい、憩いの場という中で、今回は2階に軽食、喫茶ができるようなコーナーを設置、案を提示させていただいております。

道祖委員

民業圧迫するんやったら食堂やらつくらないでいいですよ。職員の福利厚生を考えるんだたらリフレッシュルームつくって、そして出前とってもらえばいいじゃないですか。そして産業振興ですよ。なおかつ、厨房をつくる金が安くなりますよ。そういう考えに立ったらコスト低減とか、いろいろ考えていったら食堂つくらなきゃいいじゃないですか。何でつくらなくちゃ、絶対つくらなくちゃいけないんですか。基本的に、基本的な考え方からもう外れているんだから、外れるなら外してしまえばいいじゃないですか。中途半端なことをしない方がいいですよ。そして食堂、レストランは無くしましたと、何でかと言ったら周りにコンビニもありますし、食堂、昼食を提供するお店も新飯塚いくらでもあります。そちらの方がよろしいんじゃないですか、経済振興には。従来どおりの考え方をするから行き詰まってしまうんじゃないですか。従来と違ったものをつくってほしいということで取り組んで来て、従来どおりの考えに戻らなったら食堂も必要ないんじゃないですか。食べる空間さえあればいいんじゃないですか。食事ができる空間さえあればいいんじゃないですか。そして開店時間が何だとか、セキュリティがどうだとか、そういうこと考えなくていいんだからそうじゃないですか。どう思いますか。

総務部長

現在も食堂がございまして、たくさんの職員の方が利用しております。今度の新庁舎につきましても職員、まあ他市のお話を聞いた中でも継続して旧庁舎のときに食堂があったところにつきましても、新庁舎でも食堂を継続して建ててあるところが多くございます。そういう中で今、ご意見がございまして、それにつきましても、検討はさせていただきたいというふうには思っております。

兼本委員

私も2回目の委員会出席で、過去のことはよくわからないわけですけど、今、問題になっていまして食堂ですけど、これは一般的に職員を対象とした食堂と考えるのか。あるいは今言われるように、先ほどの質問には24時間型の市民を対象としたレストラン的なものをというふうな話が出ておりましたけどね。今の話を聞きますと、やめればいいじゃないかということになると、今度は、職員が食事するところが、今まで食堂があったから残さないかんという形の答弁を聞きますと、どうも職員を対象とした食堂というふうな考え方で計画を立てられているのか、そこのところちょっと明確にはっきりせんと、どうも意見がかみ合わんと思いますので。

総務部長

今回の案につきましても、先ほどから他市の事例等も参考にさせていただきながら検討させていただいております。ほとんどの市では職員を対象として、市民の方も利用できるというふうな食堂が多くございました。中には別棟に立てて、一般市民の方を対象とした市もございましたが、大半は職員を中心に、市民の方も利用できると。これにつきましても、例えば、市民向けということになりましたら、例えば、消防法の関係もございまして、いろんな起債の関係もございまして。そういう中で、多分他の市では、職員を対象とした中で一般の市民の方も利用できるというところが多くなっただけではないかというふうには思っております。

兼本委員

じゃあ最初に今言った技術提案のときの形がおかしいわけなんよね。そのときに職員を対象とした食堂ですよというふうな形のもので言えばいいけど、夢を与えるように、市民も対象というふうな形を言うから、今のようないい違いができるんだらうと思うんですよ。他の3業者についても、そういうふうな屋外から入って、だれでもが入って利用できるような食堂ですよというふうな形でね。今、行政側の考え方としては、職員を対象とするということであれば、職員を対象とした食堂というふうな、食堂かレストランか知らんけど、そういう形のものでやらないと、やり方が最初からボタンの掛け違いがあるものだから、今、質問委員が言うように、おかしいやないかと言うのは、私はそのとおりだろうと思いますよね。だから、やはりそこのところの掛け違いがあると思うんです。私は2階か、8階か、よくわかりませんが、庁舎というものは一番いいのは、職員が、仕事がしやすい、そして市民の方たちが来て、市民サービスに徹するような庁舎であればいいわけですから、今までの委員会入っていませんからよくわかりませんが、対外的に入ってきて見ますと、まずは仕事をして効率のよい行政をやりたい、そしてそれに基づいて、市民サービスを徹底してもらいたい。例えば、市民の高齢者の方たちが来て、職員の人たちに悩み事の話ができるとか、それから高齢者の方たちが集ってきて、その話ができるような広場を、部屋をつくってもらおうとか、そういうものの形があれば、よりよい市庁舎になると思うんですけど、今、言うように、どうも聞きよりまずと、最初のね夢を与えるようなだれでもが入っていて、食堂で食事してくださいと。片一方では、いろんなところを聞きますと、職員を対象とした食堂ですよということですから、質問委員が言われるようなボタンの掛け違いがあるから、これはいつまで経っても話がかんですよ、委員長、これは、ハッキリ言って。そうやろうと思います。そうせんと、話が全然違うわけですから、最初のやり方が。だからそこのところは、あなたたちがそういうふうな考え方やったら考え方であるということをやっぴり今まで何回も委員会があったわけですからね。こういう

ような形で変更したいとかいうようなことは、こと細かく正副委員長に話ししてね、そして了解を求めながらやっていかんと、結果は出して、あと委員会で審議してくださいとは、正副委員長はまとめようにもまとめようがないですよ、これだったら。やっぱり最初からこういうことだから、ちょっとプロポーザルで出とりますけど、プロポーザルで出ておりますからこういうふうには行政側としては、よりよい庁舎としてはこういうふうにはしたいから、正副委員長こういうふうにはしたいけど、どうですかというような話をおそらくやってないと思いますよね。そういうところがやっぱり議会を無視したような言い方でやっているんだろうと思うんですよ。そのこのところを事細かく話をすれば、我々も反対するための委員会でも何でもないわけですから、聞くところは聞く耳を持つわけですね。ただ、こういうことはしたらいいことないかということはどういうかともわかりませんがね。そのこのところがどうも話しがいてないから、今のようにもう、これはもうだいたい、あれでしょう。結果としては、今の、うちのこの委員会がある、例えば、再来年任期が切れますよね。それまでにはやっぱり入札をしたいということで進んでいるわけでしょう。こんなことで、こんなことって言ったら言葉悪いけど、もうこのことでぐちぐち言って、いつまでもひっぱりよったら、いつ入札になるかわからんですよ。消費税の問題もありますよ。いつも言うように、今、実勢価格と設計価格との差がこんなに開いているのに、どっこも不落不落で業者が集まらないような時代にね、だんだんだんだん長くなって、オリンピックの影響が出てくれば、単価はどんどんどんどん上がりますよ。だから、早めに、あなたたちもするならね、やっぱりこと小まめに正副委員長にちゃんと了解求めながらやるような形でしてもらわんと、これ今、質問者が言われるのとあなたが言うのと、聞きよったらもう全然これ話つかんと思いますね。だから、そういうことで、あれですけど、いずれにしても臭いがするから8階に上げだとか言うのは、そりゃそんな答弁はおかしいですよ、そりゃ。臭いは臭いがしないような方法をすればあるわけですからね。だけど、今言っているのは、職員を対象とする、だから上に上げる。そういうことをはっきり言って、事細かに言わんとだめですよ。今、言ったように庁舎がずっと先進地等々の新しい食堂を持った庁舎をもういっぺん言ってください。何時から何時までをだいたい営業時間としているのか。例えば、5時ぐらいまで営業時間としているのか。例えば、日曜、祭日にも、土、日、祭日にも開けているのか。そのこのところはどうなっているのか、ちょっと教えてください。

庁舎建設対策課長

食堂の営業形態ですけれども、先ほど部長が答弁しましたけれども、1市だけは別棟で、前面の駐車場に別棟を建ててありまして、土日も営業をしてあるところはございましたけれども、庁舎の中にそういった食するスペースを設けてあるところにつきましては、すべて土日は閉店で、時間帯もそのほとんどが昼食時間帯のみに限られているという現状でございます。

兼本委員

それでは、市民が集う場所というような形のもののところは、先進地の庁舎ではどのようにしていますか。執務時間帯だけですか、例えば、土曜、日曜、祭日には一般に開放している。これもおそらく先進地もあるから技術提案でこういうものもつくってくれということと言ったんだろうと思いますけど、先ほどセキュリティの関係に関連しますけど、他のところはないわけですかね、こういうふうな一般の市民の集う場所をつくった庁舎というのはないわけですか。あるわけでしょ、そのこのところは土、日、祭日はどのように開放しているのか、その点は調べていますか。

庁舎建設対策課長

食堂につきましては、先ほど説明しましたとおりでございますけれども、いろんな形のイベント、ギャラリーとかいうような形で、市民にも開放するような施設につきましては、先進地でもはっきり分かれておりますけれども、そういったスペースを設けているところもござい

ます。本市の、今の現状の基本設計案につきましても、1、2階の多目的ホールをそういった形で土曜日でも日曜日でも基本的には、行政財産でございますので、目的外使用というようなことは難しゅうございますけれども、市が主催なり後援なりするような形でのそういったイベント等については、活用できるような形で、セキュリティを考えておりますので、土曜日、日曜日につきましてもイベントが打てたりというような形での想定はいたしております。(発言する者あり) 多少はあります。

兼本委員

あのですね、今言うようにね、市民が誰でも使っていいような形、例えば、そういうような形ですから、目的外使用とか何とか、そんなことは言わなくてね、そんな細かいこと言ったってだめですよ。つくって多目的ホールでするなら、もう市民が使わしてくれと言ったら誰でも使わせないと、よほどいろんな犯罪に絡むような団体には無理でしょうけどね。普通の一般の市民の方が使わしてくれと言ったらどうぞというような気持ちの懐の深い考え方を持っておかないと、行政が主催するところじゃなかったら目的外使用だからだめですよと、そんな頭の固いことを言ったってだめよ、そんなこと言ったって。もうだれでも使っていいですよというようにオープンスペースみたいな形にしないとね、だから道祖さんが今言われるようにセキュリティをきちんとしておきなさいということだから、セキュリティはどうなってんのかということ質問されているわけですよ。あなたのそのこのところの考え方が若干ずれているわけやからね。そのこのところをやっぱりきちんとしたものを、もうセキュリティも早目にどうなっているかということは、正副委員長ぐらいに、早くこういうことでやりますよというようなことでね、委員会開くのが無理だったら、正副委員長等々にこういうことでやりますよということで事細かく、やっぱり打ち合わせをしながら委員会を進めていただかんと、これいつまで経ってももう話は進まんと思いますので、そういうとこで。

坂平委員

先ほど道祖委員が言われよったこととほとんど同じような意見ですけどね。原点に戻ってお話を聞きたいと思います。今、総務部長も説明されよる中では、はじめて職員を主体に食堂は考えておりますという話でありましたんで、それは、私は初めて聞きます。当初、技術提案書、これ出されていますよね、3者の方が。テーマは、飯塚市がこの庁舎建設に対してのテーマを提案しております。それに対して技術提案書というものを各設計事務所がつくって出されていますよね。先ほども話があっていましたが、これ技術提案書の中を基本にプロポーザル方式で選定されたわけでしょう。どこということで、前回も私言いましたけど、選定委員の方々はこんなふうに極端な目的が変わっていると、その建物の形は別としても、目的、使用目的が変わっているという内容について、一度選定委員の方をこちらの方に呼んでいただいて、直接お話を聞かせていただきたいねというお話をした経緯があると思います。この選定委員の中に当初入っていた方は、執行部からはどなたですか。

庁舎建設対策課長

委員構成につきましては、1月の委員会でもご報告させていただいたかと思いますが、4人の大学教授プラス行政2名ですけども、副市長と当時の総務部長が委員として入っております。

坂平委員

それじゃあ、今、当時の総務部長はいませんので、副市長が今おられますんでお尋ねしますが、当初あなた方がこの選定委員の方々4名と執行部2名、計6名でこのプロポーザル方式で技術提案型、テーマは執行部が出されて、こういうふうな形でいいづか・賑わい広場とか、にぎわいの小路、プリズムホールか、いいづか・コラボレーションギャラリー、こういった形のものが全部入っているわけですね。これが今、現在どこにあります。選ばれた中で、今現在、

あなた方が新庁舎建設に対してつくろうとしているもの。事務作業の機能については、それは、あなた方が専門的な実際に使われる方々だから、機能は職員の方々が詳しいかもしれませんが、こういった提案をされて、これがいいということで決められてあるんならば、今、現在どこにそれが残っているかということをご説明いただきたいと思います。

副市長

まず1点ですが、我々がこのプロポーザルに6人であたったわけですが、我々に与えられた権限は、どこにするか、プロポーザルでそれを答申するまでがあれですから、そのあとまで、ただ、先ほど、道祖委員が言われたように、いろいろ変更点がある場合には、大変真剣に審査していただきましたので、その経過は、少しメールだけじゃ余りにも乱暴じゃないかと言われると、それはご指摘のとおりだろうと思って、今後きちっとこれにかかわっていただいた委員さん方には、きちっと丁寧に説明していきたいと思います。それと、この中について、我々が審査したのは、全体のあれで、中身を言いますと、個々についての意見は申しませんが、選定委員がある程度役割分担しましょうと、設備専門の方、我々行政マンですから...（発言するものあり）...ですから審査の中で、プリズムホールはどうだからとか、レストランがどうか、個々具体的に審査した記憶はございません。ただ全体としては、今この中では質問者が言われるように、なくなっておりますけれども、それは担当課の方、庁舎建設の担当課長が説明したように、当初そういう提案でありましたけれど、こういうふうに変えましたという説明は申し上げたと思いますけれど。

坂平委員

副市長、私があなたに聞いているのは、今現在こういうまちづくりの拠点として求められる庁舎ということでテーマがあるわけですね。これに対して提案型で、課題は出されて提案してきたのが設計事務所です。そういう内容で提案してきたものが、今現在これがどこに反映されていますかということ聞きよるわけですね。だから選定するときの内容を聞きよるわけではないんです。だから、それで決定されたのちに、これが今現在どこに反映されていますかということでお尋ねしようわけ。

副市長

1点は駐車場で、いつでもイベントができるようにという形で今回そういうふうに2階のテラスあたりも利用できますし、それと1、2階のプリズムホール、正方形に変わりましたけれども、ここでいろんな催し物あたりができるというふうに考えております。

坂平委員

形が例えば三角が四角になったとか、丸になったとかいうことを言いよるわけではないわけです。機能として、使用用途として目的、これが完全に消えてあるんじゃないですかと。ここにいつか・にぎわいの広場とか、ここあるじゃないですか。こういうものが全部なくなっていつている。だから言うように、基本的に2階に市民の集いの広場、これを設けるということが全くなされてなく、ただ単なる多目的ホールと、これは何でも使えるですよ、字のごとく多目的ホールだから何でも使えますよ。でも目的は違うでしょうが。目的が。それを今まであなた方は何も言わずに、じゃあこの委員会はなんですか。今までずっと協議してきた、食堂の問題にしても、食堂、レストランの問題にしても、はじめて今日あなたたちが言った。職員のための食堂ですと。おかしいんじゃないですか、少し。じゃあここで、この委員会で審議したりね、報告を受けてしよること何も意味がないじゃないですか。あなたたちの考えとおり最後までそのまま進めるのであれば、ここで報告もいらないければ、何もいらんですよ。したって一緒のことじゃないですか。だから、そういった形に進まないようにということで、この特別委員会を設置して、特別委員会の中で審議をしながらお互いの新庁舎のいいところをすべて出し合っている庁舎をつくりましょうよということをやっているわけでしょうが。だから少し

意見は聞き入れながら、もう切って捨てるようなね、考え方ですらであれば、協議をする必要はないですよ。だから副市長だって一緒。この問題はあなた言うように、選定委員が決めたこと、選定委員の中でいろんな角度で決めましたということやけど、このテーマを出して、テーマののっつてこの技術提案をしてきた、この形は全くなっている。機能がなくなった。目的がなくなった。じゃあ旧来の行政の箱物と、旧いやつが新しくなったと、建物だけが変わったというだけのものしかないじゃないですか。それやったら庁舎も何も建てる必要はないじゃないですか。そうじゃないですか。そして、おまけに老朽化しているから建て替えるだけと、建て替えるのであれば、あなたたちがテーマを出したものに、極端に言うと100%にそういうものをつくるための新庁舎でしょう。何のためこんだけ税金を投入してつくりませんか。職員のための食堂ですとか、そんなことはもつてのほかの話はどこにあるですか。市民の皆さんが聞いたらびっくりしますよ。総務部長、職員のための食堂とかいう表現をしようたら市民の人が何て言うと思うですか、あなた。なんで職員のための食堂をつくらないといかんのかと。我々は高い税金払って、職員のための食堂をつくるために税金を払いようわけじゃないですよと言われますよ、あなた。だから、極端に言うと、もう日にちはないわけですよ、これ。免震の大臣認可も取らないといけない。確認申請もとらないかん。いま確認申請をとるのに2カ月から3カ月かかるわけですよ。そうするとね、工程からいうと、逆算すると本年度は12月までにこの基本計画をきちっと確立せないかんわけですよ。そのためには、もっとあなた方は自分たちの思いをきちっと出して、伝えて、そしてこの委員会の中で審議をして改めるところは改めて、進めていくような形をしないとこれはいつまで経っても平行線で、あなたたちは自分たちの思いどおりにどんどん進める。委員会は、それは、同調できません、譲れませんと。先ほども兼本委員が言うように、そういう形でしか進みませんよ。それであれば、この委員会は、決定権はございませんけど、委員会は委員会なりに考えますよ。今後のことは、どういうふうにするかということは。だから、もう少し建設的な考え方、前に進むような考え方を少し改めて考え直してごらん。そしたら話は前さえ進むと思いますよ。さっち自分たちの意思決定をしたことをどんどんどん押しつけてばっかしじゃなくてね。少し柔軟性を持ちなさいよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:35

委員会を再開させていただきます。ほかに質疑はございませんか。

上野委員

種々質疑があっておりましたが、問題はプロポーザルで提案された技術提案と今回出されている基本設計案の相違点、今大きな点でレストラン、食堂のことが議題になっていたわけですが、このプロポーザルを行って、今日までの基本設計ができて上がるまでに、飯塚市としてのコンセプトで変わってきたところが多々出てきたと思うんです。レストラン1つにしてもですね。これだけ違いが出てきたのであれば、時間もかかったろうし、消費税の問題もあるかもしれない。お金もかかったかもしれないけども、50年100年使っていく庁舎を建てるわけですから、竣工時期というのに余りとらわれずに、もう1回プロポーザルやり直すということは考えられませんか。

庁舎建設対策課長

先ほど、部長も答弁しましたように、プロポーザルと言いますのは、設計者の選定でございまして、選考の要領にも記載しておりますけれども、提案された内容につきましては、それに縛られることなく今後発注者と協議して整えるものというようなこと的前提下、要領で公表いたしております。ですので、設計者の選考というのは決まりましたこの佐藤総合設計に決まっ

ておりますけれども、そこと今後この調整をしていくという考えでございまして改めてのプロポーザルというのは、プロポーザルの主旨からは適切でないというふうに考えていますので、現状のプロポーザルで選考されました佐藤設計との調整になろうというふうに思っております。

上野委員

そうですか。では、行政の皆さんと設計者の中との契約があって、技術提案書をもとに、今やり直されているわけですが、これだけ委員会もう紛糾しているわけですよ。プロポーザル替えを考えてないということであってもね、竣工時期についてはねきちんと議会も市民の皆さんも納得できることができてから取りかかるというふうにしなかなければならないと思いますし、お聞きをもう1点したいのは、本日出された基本設計案は行政としては、これ一応最終案と、時間、例えば、今の竣工時期に合わせれば、これが最終案でやっていきたいなというお考えでしょうか。

庁舎建設対策課長

委員が言われますとおりスケジュールにつきましては、平成27年の3月までの発注を予定いたしております。それから逆算して引き直しますと、実質この設計の工程表でも、業者の方から提出されておりました工程表を前回、前々回提出させていただいておりますけれども、本来的に言えば、9月末をもって、ある程度の基本設計ができ上がるというスケジュールでございまして、1カ月ほどおしております。その関係で後ろもかなり限界がございまして、担当部署としましては、今の基本設計案である程度了解いただければ、まだ最終的には、行政の方の意思決定機関の確認は得ておりませんが、ご了解いただければ、これをベースに実施設計に移りたいというふうなスケジュールで考えておりました。

上野委員

それでは、私たちは技術提案に基づいた設計を期待していたわけです。皆さんの今の質疑を聞いてもそうだと思いますので、今回出された基本設計と技術提案された提案書の中の相違点を一覽にさせていただいて、何でそういうふうに変えたのかという理由をつけていただいて、改めて委員会ではなくても結構なので、各委員さんにお配りをしていただくと。皆さん方が考えられている変更点は、大勢に影響ないという軽微な変更だということ認識をされて着手されたわけでしょうから、その変更を私どもが許容できる範囲なのかどうかというのをしっかりと判断をさせていただきたいというふうに思いますので、委員長において、ぜひそのような比較表なりをつくっていただいて、委員の皆さんに配っていただくようなお手配をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

今、上野委員の方から食い違いの問題についての資料要求というふうな形で、今挙がっておりますけど、執行部は出せますか。

庁舎建設対策課長

先ほどから問題になっておりますコンセプトの問題でございまして、担当部署としましては当初の基本計画、それから設計者から提案されましたプロポーザル提案、それと今回の基本設計案、コンセプトは変わっておるつもりでございせん。ただとり違い、説明不足もございましたけれども、先ほどから出ておりますけれども、多目的ホールを利用した市民ギャラリー等々の活用については、当然ながら基本設計各部でも謳っておりますし、プロポーザルで提案された内容を、場所は違ってそういう形で展開するつもりでございせん。ですので、今、質問委員が言われましたとおり、ハード面では明らかに先ほど説明しましたとおりプリズムホールの形状、中の用途というのは変わっておりますけれども、基本的なコンセプトは変わっておりせんので、そういう意味でご理解いただける資料になるかどうかはちょっと心配な面がございせんけれども、対照表をつくることに、資料を提出することには、作成して提出

させていただきます。

委員長

おはかりいたします。今...（発言する者あり）...いずれにしても要求した形に応えられるかどうか分からないけど、その資料は出すということですので、応じることにご理解いただけますか。

（ 異議なし ）

執行部はそのとおり、お願いいたします。ほかに質疑ありませんか。

小幡委員

おはようございます。まず1点、アンケートの4ページ、下から1、2、3枠、五十代、女性、飯塚地区で、あ、ごめんなさい、もう一つ上だ、40代、女性、市民意見をアンケートやったんでね、この市民のアンケートに答えて反映してもらいたいと、そこへんをまた公表していただきたいという意見が出ていますが、アンケート、数は少ないですけども、どのような理由で対応できたか、公表してくださいというのにはどのようにお答え、もしくは、対応されますか。

庁舎建設対策課長

私どももこの意見を重く受けとめておりまして、近日中にこの要望・質問に対する回答をつけて、無記名でのアンケートで、意見でございますので、ホームページ等でアップすることを検討いたしております。

小幡委員

市民の意見も、本委員会の意見も同じようなもので、どのように反映されているかが見えないということですよ。先ほど上野委員からちょっと一部話がありましたが、私も工期に対してちょっと質問があるんですけども、その前にね、コンセプトは変わってないと、基本計画がありましたよね。それからプロポーザルやって、基本設計に移っていますが、私の認識は基本的なコンセプトの中で、基本計画から基本設計に至っては、これは変動することは当たり前ですよ。そうしないと良いものができないと。ただ、食堂でも議場の利用方法でも検討が十分でないということですよ。執行部と議会、委員会がしっかり揉めば、食堂に対しても、議場に対しても答えはでるはずなんです。ちゃんとした設計事務所の意見を聞きながら。ただ我々は設計事務所の顔も知らない。話もしたことないということで、委員会の意見が、なかなか伝わらないという気持ちを持っております。そこで、戻りますが、先ほど上野委員の意見の中で、工期、工期に私もこだわりません。特例債を十分使うような計画のもとで庁舎は建てられますけれども、合併特例債は延期になりましたよね。慌てて建てるのか、じっくりと、せっかくの庁舎ですから揉んで建てるのか、これは予算も踏まえてですけども、今までの工期に対する答弁の中で、なぜ早くやりたいかという中で、消費税を1番に挙げられていましたけども、今の事業計画で構いませんけども、その工期がずれた場合の消費税がどのように影響してくるか。交付税として国からも戻ってくるはずですよ。それでその差額を計算して教えていただけますか。

庁舎建設対策課長

消費税が8%から10%に上がったとしまして、2%上がった場合につきましては、いま基本計画段階で工事費用を60億円と見ておりますので...（発言する者あり）...わかりました。資料を作成いたします。（発言する者あり）

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11：46

再 開 11：47

委員会を再開いたします。

今、小幡委員の方から資料要求がっておりますけど、これを受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

では対策課長、よろしくお願いいたします。他に。

坂平委員

いま現在食堂がありますよね、これ食堂にえらいこだわったとありますけど、建て替えるときには、いま現在の建物が壊されて建てるわけですが、そのときは仮の食堂はつくられるんですか。どういうふうにされるんですか。

庁舎建設対策課長

第1別館をスケジュールの予定といたしまして、来年度後半に解体する予定といたしておりますけれども、食堂と言いますと、設備が設備ですので、スペース、設備等も考えまして、いま現在のところ予定はございません。

坂平委員

いま食堂を運営されている方は、それでもう職を失うわけですか。そのあたりも協議はされてあるんですか。

人事課長

現在、運営してある食堂につきましては、職員厚生会の方で契約をさせていただいております。これは地公法の規定に基づきまして、職員の福利厚生制度に関する条例というのを定めております。この中で、いま現在食堂を運営されております方と委託契約を結んで、毎年度、基本的には1年更新で契約をさせていただいております。その中で先日、来年度、26年度の契約につきましては、先ほど、庁舎の方でご答弁申し上げましたとおり、解体の時期というのがある程度明確になりましたので、来年の8月31日ということでの、通知という形でございますけれども、文書においてご連絡をさせていただいております。以前より、この庁舎の計画、大まかなスケジュールができた段階でお話の方はさせていただいているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。庁舎建設に関することについては、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、庁舎建設に関することについては、継続審査とすることに決定をいたしました。

これをもちまして、庁舎建設特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。